

## 平成30年度 第4回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年7月10日（木）午後4時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員8名

農地利用最適化推進委員8名

1番 藤 平 清 子 君

1番 渡 邊 通 君

2番 浅 野 敬 司 君

2番 大 塚 康 夫 君

4番 小見川 清 君

3番 長 沼 一 美 君

4番 齊 藤 正 義 君

5番 柳 生 利 幸 君

6番 吉 田 修 夫 君

6番 栗 山 繁 君

7番 小 泉 治 久 君

7番 野 口 裕 司 君

8番 横 張 清 彦 君

9番 中 山 進 君

10番 山 崎 久 司 君

10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員： 農業委員 3番 吉田和嗣 君 9番 青山和泉 君

農地利用最適化推進委員 5番 横田親雄 君 8番 吉田 勉 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後4時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は16名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番小見川清委員・5番柳生利幸委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が98aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が2aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号3番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が19aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番小見川清委員、整理番号2番を5番柳生利幸委員、整理番号3番を1番藤平清子委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が、本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

1番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地でありました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が、本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について  
整理番号1番、申請日6月22日、申請地阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積3a  
です。転用理由は、現在、隣接大字の賃貸住宅に15年住んでおりますが、結婚し、  
手狭となりました。勤務先も近く、住み慣れた地に、自己用住宅を建築するためです。  
転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成30年11月30日から平成31年4  
月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号2番、申請日6月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑1筆、面積28  
aです。転用理由は、申請地は、営業所からの交通の便が良く、車両によるアクセスが  
容易な理由から、土木工事業の資材置場として、転用し利用したいためです。転用計画  
は、資材置場です。工事期間は平成30年8月1日から平成30年9月30日までです。  
契約内容は使用貸借権設定（永年）です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番小見川  
清委員、2番を7番小泉治久委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりでありま  
す。申請地は、現在、耕作中の農地でありました。農地の広がりもないことや、隣地  
境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することもあり  
ませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

7番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりでありま  
す。申請地は、約20年近く資材置場として利用されていた場所でした。申請人は、  
資材置場が不足していた為、許可を得ず利用してきた事を深く反省しております。農  
地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地  
への影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたし  
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定  
について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

### <議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致しま  
す。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日6月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、  
1筆、面積は7a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地  
理院平成6年11月9日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日6月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、  
2筆、面積合計は8a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土  
地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号3番、申請日6月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、  
2筆、面積合計21a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土  
地理院昭和59年12月25日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号4番、申請日6月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は7a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成2年11月5日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番・3番を5番柳生利幸委員、整理番号2番を8番横張清彦委員、整理番号4番を7番小泉治久委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番・3番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。

整理番号1番、申請地の固定資産税は宅地課税であります。現地は家屋が建っており、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成6年の航空写真からも建物が建っていることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、整理番号3番、申請地の固定資産税は農地課税であります。現地は、竹林状態であり、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、昭和59年の航空写真からも、山林状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。現地は駐車場として利用されており、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成6年の航空写真からも駐車場であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番： 整理番号4番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は雑種地課税であります。現地は資材置場として利用されており、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成2年の航空写真からも資材置場であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めま。  
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたしま。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めま。よって現況確認証明を発行することを決定いたしま。

#### <議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致しま。

整理番号5番・10番から15番が、農地利用最適化推進委員7番野口裕司委員に関連しまるので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が53a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が17a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が15a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が90a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が17a、阿見町廻戸、地目は田、2筆、面積合計が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が11a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が56a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が46a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が18a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が17a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が13a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が8a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が13a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、4筆、面積合計が28a 権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が36a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が60a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の新規設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の新規設定です。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員7番野口裕司委員入室)

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。  
平成30年7月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は7件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

#### <その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

##### ①活動報告

○6月28日（木）県農：総会

○6月29日（金）ジャガイモ収穫体験

○7月2日（月）農業再生協議会

○7月6日（金）むつみ会役員会

○7月9日（月）霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会通常総会〔行方市〕

##### ②今後の予定

○7月30日（月）むつみ会総会

○8月2日（木）・3日（金）郡協議会視察研修

○8月4日（土）・5日（日）まい・あみ・まつり

○8月9日（木）農地の集積・集約化推進大会〔小美玉市〕

##### ③現地調査及び総会の予定

○8月現地調査 8月9日（木）当番農委 6番委員吉田修夫委員

当番農委 7番委員小泉治久委員

○8月定例総会 8月10日（金）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 5時00分 閉会

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印